

資料 5

令和4年4月22日
調布市教育委員会学務課

「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」の改訂について

このたび、平成26年4月に策定した「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」について、食物アレルギー対策の運用改善に向け、下記のとおり5度目となる改訂を行いましたので報告いたします。

記

1 目的・概要

市立中学校における誤食事案の発生状況を踏まえ、「食に関する検討委員会」において協議し、食物アレルギー対応の運用改善を図るとともに、学校の負担軽減に向けた様式の変更など、所要の改訂を行うこと。

2 改訂内容

別紙「食物アレルギー対応マニュアルの改訂内容（令和4年3月）」のとおり

3 周知・報告に向けた取組

- (1) 市立小・中学校全28校に配付（4月当初の校内研修で活用）
- (2) 保育園，児童館，学童クラブなど，子ども関連施設及び関連部署に配付
- (3) 調布市のアレルギー対応に関わるアレルギー専門医，アドバイザー等に配付
- (4) 調布市立学校医，歯科医，薬剤師および三師会（医師会，歯科医師会，薬剤師会）に配付
- (5) 調布市立小学校で給食調理業務等を受託している事業者へ配付
- (6) 調布市食物アレルギー親の会に配付
- (7) 庁議報告
- (8) 調布市議会議員に配付
- (9) 市ホームページの更新

以上

「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」の改訂内容（令和4年3月）

No.	項目	改訂内容	頁番号
1	第1章 調布市立学校の給食に関する基本的な考え方及び対応方針		
	4 教育委員会の役割	(8) 必要に応じて食物アレルギー対応マニュアルを改訂することを規定するほか、各種様式は、学校やアレルギー専門医等の意見を踏まえ、年度の途中であっても、速やかに改善を図ることができるよう、マニュアルと別に「様式・資料集」として定めるよう規定した。	5頁
2	第2章 学校給食における食物アレルギー対応		
	2 食物アレルギー対応の具体的取組	6 最終調整と情報の共有 (10) 中学校は、入学時に生徒本人に小学校の完全除去食の提供と異なり、当日までに保護者と代替食の有無を含め確認し、当日は、栄養士や担任とともに詳細献立表により確認してから喫食することとなる <u>中学校における食物アレルギー対応について説明することを規定した。</u>	15頁
		7 対応の開始 (9) 中学校における喫食前の確認 栄養士や担任の役割として喫食前に「 <u>配膳状況を確認する。</u> 」と曖昧な規定の中、声掛けのみをしている実態があることから、より具体的に「 <u>当日の除去の有無に関わらず、給食でアレルギー対応のある生徒の配膳を最初に行い、栄養士、教職員は1食分トレイに配膳した状態で詳細献立表を用いて生徒本人と確認する。</u> 」と規定した。	18頁
3	3 年度当初・毎月の対応手順・分担	No.2の変更をフローチャートに反映した。	20・21頁
4	4 毎日の対応手順・分担	No.2の変更をフローチャートに反映した。	28・29頁
5	第3章 緊急時の対応（学校・教育委員会）		
	2 学校における緊急時の対応	(3) 原因食物を誤って喫食した際、保護者のお迎えまでに時間がかかる場合は、 <u>症状が現れていなくても、2時間程度は児童・生徒の経過観察を行うことを規定した。</u>	32頁

■主な様式・資料の変更内容

・様式2-1-4「緊急時個別対応カード」

アレルギー対応のある児童・生徒一人ひとりに作成する緊急時における具体的な対応をまとめた「緊急時個別対応カード」について、養護教諭会（アレルギー小委員会）で検討を重ね、重要なポイントを視覚的に見やすくするなど、緊急時を想定し、より使いやすさに配慮した様式に改めた。

・様式3-6-2「食物アレルギー対応第一報」

食物アレルギー対応事案の発生時に迅速な報告に必要な事項を精査し、第一報の後に作成する報告書と記載内容が重複することのないよう学校の負担軽減の観点も合わせて様式を改訂した。